令和　８年（ヌ）第　　８号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１７日
名古屋地方裁判所豊橋支部
裁判所書記官　久保田　典　子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　２日から 令和　８年１２月　９日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１６日　午前１０時００分 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　６日　午前　９時５０分 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却実施期間	令和　８年１２月２３日　午前　９時００分から 令和　８年１２月２３日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１７日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	2,149,000 1,719,200	一括	429,800	50,561	15,600
1	483,000				
2	546,000				
3	1,120,000				
備考	民事執行規則３０条の３第１項の規定により売却基準価額を変更する。				

令和　８年（ヌ）第　　８号

物　件　目　録

１　所　　在　　新城市平井字若杉

　　地　　番　　３番１１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９５．８６平方メートル

２　所　　在　　新城市平井字若杉

　　地　　番　　３番１２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１０８．４２平方メートル

３　所　　在　　新城市平井字若杉　３番地１１、３番地１２

　　家屋　番号　　３番１１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階　１２５．８７平方メートル
　　２階　６７．０７平方メートル

令和　８年（ヌ）第　　８号

物　件　明　細　書

令和　８年　８月２１日
名古屋地方裁判所豊橋支部
裁判所書記官　久保田　典　子

1　不動産の表示
【物件番号１～３】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１～３】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１～３】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１，２】
隣地（地番３番２，３番３）との境界が不明確である。

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ヌ）第　　８号

物　件　目　録

１　所　　在　　新城市平井字若杉

　　地　　番　　３番１１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９５．８６平方メートル

２　所　　在　　新城市平井字若杉

　　地　　番　　３番１２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１０８．４２平方メートル

３　所　　在　　新城市平井字若杉　３番地１１、３番地１２

　　家屋　番号　　３番１１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階　１２５．８７平方メートル
　　２階　６７．０７平方メートル

令和 8 年(又)第 8 号

令和 8 年 4 月 22 日受理

令和 8 年 6 月 16 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 豊橋支部

執行官 大 澤 雅 人

令和　８年（ヌ）第　　８号

物　件　目　録

１　所　　在　　新城市平井字若杉

　　地　　番　　３番１１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９５．８６平方メートル

２　所　　在　　新城市平井字若杉

　　地　　番　　３番１２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１０８．４２平方メートル

３　所　　在　　新城市平井字若杉　３番地１１、３番地１２

　　家屋　番号　　３番１１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階　１２５．８７平方メートル
　　２階　６７．０７平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１、２
現況地目	■宅地（物件１、２）　□公衆用道路（物件　　）　□（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物配置図（概略）のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者（債務者）　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	物件１土地の玄関前の差し掛けが西側隣地(地番３番２)に越境している。 物件１土地及び物件２土地上に繁茂した雑草及び雑木が、東側隣地(地番３番９)、西側隣地(地番３番３)及び南側水路に越境している。
建物	物件３
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主である建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者（債務者）　□その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物配置図（概略）のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者との関係）	陳述内容等
■ 債務者	1　物件３建物には、私が住んでいます。 2　物件３建物の西側隣地（地番３番２及び地番３番３）には、以前、私の親戚が住んでいましたが、親戚は土地建物を売却して転居して今は、全く別の方がお住まいになったことから、境界の確定をすることになり、北側道路に面した場所に境界標を埋設しました。 3　私としては、もう少し西側になるのかなと考慮していましたが、現状は境界標が埋設された場所が西側隣地との境界であると思っています。 4　なお、玄関の前の差し掛けが西側隣地の敷地に出っ張ってしまっています。 5　以前は、物件１土地及び物件２土地上には雑草や木が生い茂っていましたが、甥っ子たちが来てくれて木を伐採してくれたり、雑草を刈り取ってくれたりしてくれて、庭はかなりきれいになりました。 6　隣地の方々と境界についての争い等はありません。 7　室内で煙草は吸います。 8　ペットは飼育していません。 9　私が物件３建物の各部屋を増改築とかしたことはありません。 10　物件３建物はかなり古い建物なので、不具合はあると思いますが、現状は困るようなことはありません。 なお、何時頃かは覚えていませんが、１階玄関の横の和室１の窓側の付近で雨漏りが発生しました。 今は、修繕しましたので、雨漏りは止まっています。 11　近くに川が流れていますが、水が溢れたようなことはなかったと思います。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執　行　官　の　意　見

1　物件１土地、物件２土地（以下「本件土地」という）及び物件３建物の状況は、土地建物配置図(概略)、建物間取図（概略）及び添付した写真のとおりである。

2　本件土地の地形は長方形の整形地であり（土地建物配置図(概略)参照）、北側で道路とほぼ等高に接して南側は水路と接している。

本件土地と南側水路とは約70cm程度の高低差があり、本件土地が高い位置に存在している。

また、北側道路と物件３建物は約60cm程度の高低差があり、物件３建物が高い位置にあり物件３建物の玄関付近から、南側道路に向かって傾斜して下った状態になっている。

3　本件土地の西側隣地（地番3番2）の境界は、北側道路に面した場所に境界標が埋設されている場所があることから（写真④参照）、西側隣地（地番3番2）との境界は確認できるのではないかと思われるが、物件３土地西側隣地(地番3番3)との境界周辺は雑草雑木が生い茂っていたため、南側水路側に面した場所の境界標の有無は確認することができなかった。

なお、物件３建物玄関に設置されている差し掛けが、西側隣地(地番3番2)に約1m程度越境しているのが見受けられた。

4　物件２土地と東側隣地(地番3番9)との境界は境界標等は見当たらなかったが、ブロック塀で区画されていることから、ブロック塀が境界になるのではないかと見受けられたが、相当古いブロック塀であると見受けられ、ブロック塀は劣化して歪んでいる場所も見受けられた。

5　物件１土地及び物件２土地については法務局備付けの地積測量図が存在しておらず、一部境界標が存在しているが、上記３及び４記載の状況であることから、各隣地との境界を確定させるためには、測量手続を実施すべきではないかと思われる。

6　物件３建物は、北側の家屋と南側の家屋を廊下で接続して、双方の家屋から往来できるような構造になっている（土地建物配置図(概略)及び建物間取図(概略) 参照)。

7　物件３建物は、不動産登記記録上では新築年月日は記載されていないが、固定資産公課証明書によれば、建築年は昭和39年との記載があり、その後、昭和48年に2回、昭和60年に増築との記載がなされている。

物件３建物は建築後約62年経過していることから、建物は相当老朽化した状況であり、壁面及び床面の汚損及び床の軋み等が散見される状況であり、物件３建物は経年以上に劣化した状況であると見受けられた。

また、物件３建物内の各部屋の扉及び引戸等も破損して、開閉が困難な状況になっているのが散見された。

8　物件３建物の北側の家屋の１階及び２階は無造作に残置された大量の動産類が山積した状況になっており、各部屋の家財道具等のほとんどの動産類は埃に覆われた状況になっており、物件３建物の北側の家屋の各部屋は立ち入ることが困難な状況であった。

なお、物件３建物の南側の家屋は、人の出入りがほとんど無いような状況であると見受けられ南側の家屋の各部屋の動産類は、北側の家屋の各部屋に比べて整理されて残置されているように見受けられた。

物件３建物の南側の家屋の１階和室４及び和室５の双方の部屋には仏壇が置かれていた。

9　物件３建物を使用収益するためには、買受人は改修工事費用及び動産類の処分費用を相応に負担することになると思料される。

10　占有関係は２枚目記載のとおりである。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R8年 5月 8日(金) 9:10 ― 9:20	名古屋法務局豊橋支局	登記記録事項証明書交付申請 公図・建物図面取得
R8年 5月 8日(金) 13:30 ― 14:10	目的物件所在地	現況調査実施通知（債務者）、占有状況調査、物件確認、土地外観調査
R8年 5月14日(木) 14:30 ― 14:40	当庁(電話)	現況調査期日調整（債務者）
R8年 5月20日(水) 9:40 ― 11:40	目的物件所在地	物件確認、立入調査、写真撮影（屋内外）、占有状況調査、土地概測、図面作成、評価人同行、債務者立会

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日

目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

執行手続の適正確保のため、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日

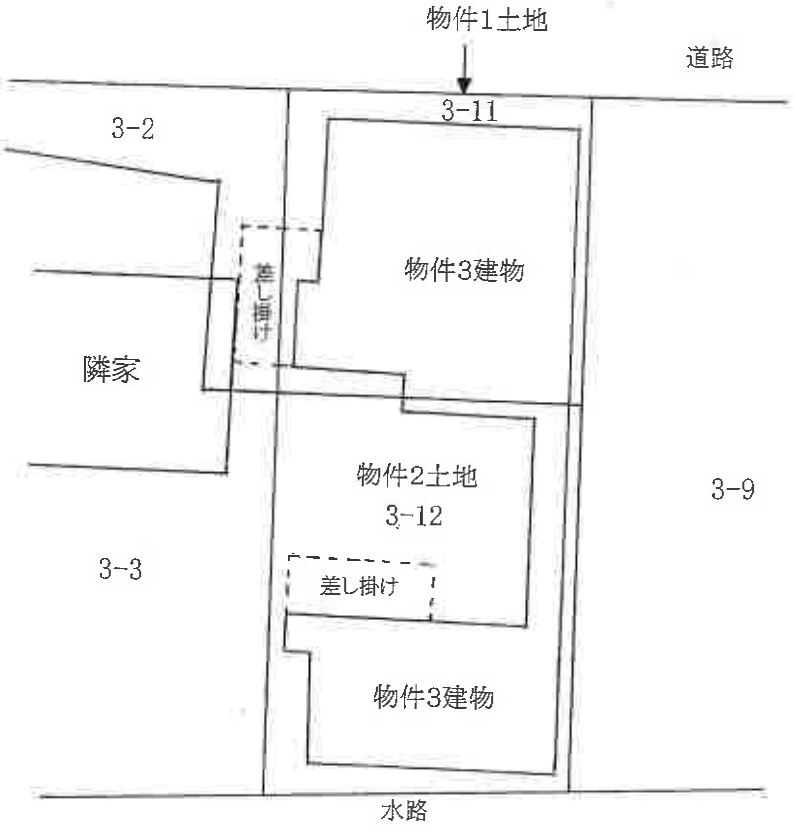
休日・夜間執行許可の提示をした。

■　令和　8年　5月２０日

目的物件は無施錠であったが，全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入り後、しばらくしてから債務者が帰ってきたので、以後、債務者が立ち会った。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

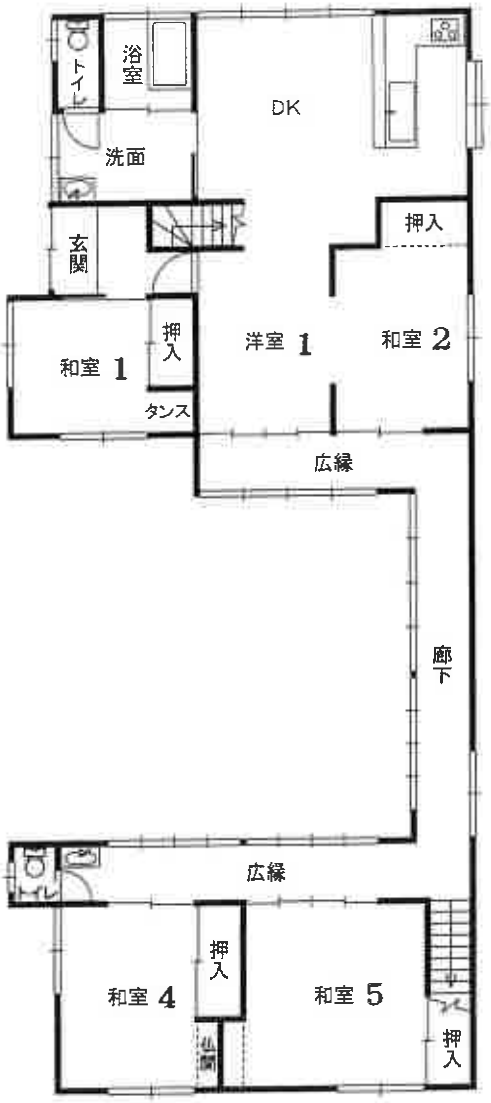
土地建物配置図(概略)





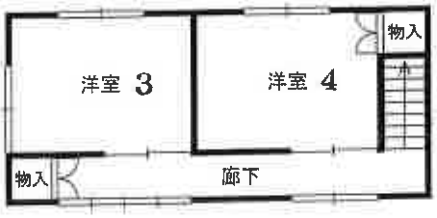
建物間取図(概略)

1階



2階







（物件３建物）　①

隣地に越境している差し掛け



屋外の状況

（物件３建物）　②

物件3南側の家屋　物件3南北の家屋の往来のための廊下部分　物件3北側の家屋



地番3番9　境界と見受けられる場所に設置されたブロック塀　物件1

屋外の状況

（物件３建物）　③



屋外の状況（物件３建物　北側の家屋２階バルコニーから撮影）

（物件３建物）　④



屋外の状況（西側隣地（地番３番３）との境界及び差し掛けが越境している状況）

⑤



屋内の状況（１階　ダイニングキッチンから洗面方向撮影）

⑥



屋内の状況（１階　ダイニングキッチン（キッチン））

⑦



屋内の状況（２階　納戸　　洋室２）

⑧



屋内の状況（１階　廊下（北側の家屋側から南側の家屋方向撮影）

⑨



屋内の状況（１階　和室４））

⑩



屋内の状況（２階　洋室３）

令和８年（ヌ）第８号
令和８年４月24日　受　　理
令和８年５月20日　現地調査
令和８年５月28日　評　　価

名古屋地方裁判所豊橋支部　御中

評　　価　　書

評　価　人
不動産鑑定士　松島　　教

第１　評価額

一　括　価　格	
金３，０７０，０００円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金６９０，０００円
物件２（土地）	金７８０，０００円
物件３（建物）	金１，６００，０００円

１　一括価格は、物件１～３の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１～２の内訳価格は物件３のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件３の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
１	所在 地番 地目 地積	新城市平井字若杉 ３番１１ 宅地 ９５．８６㎡	同左
２	所在 地番 地目 地積	新城市平井字若杉 ３番１２ 宅地 １０８．４２㎡	同左
３	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	新城市平井字若杉　３番地１１、３番地１２ ３番１１ 居宅 木造瓦亜鉛メッキ鋼板葺２階建 １階　１２５．８７㎡ ２階　　６７．０７㎡	同左
番号	特記事項		
	なし		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１～２）

位置・交通	ＪＲ飯田線「東新町」駅の東方　道路距離約１６０ｍ （附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第１種住居地域 ６０％ ２００％ － 都市機能誘導区域、居住誘導区域 宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積　２０４．２８㎡ 間口　約１０ｍ 奥行　約２２．６ｍ 形状　長方形	
接面道路の状況	北側幅員約６．３ｍ舗装市道（建築基準法上の道路） 路面との高低差：等高～路面よりも約０．６ｍ高い	
土地の利用状況等	・物件３建物の敷地として利用されている。物件３建物は北棟と南棟が廊下で接続され、１戸の居宅となっている。 ・その他は現況調査報告書の記載のとおりである。	
供給処理施	上水道：あり 下水道：あり ガス配管：なし	
土壌汚染の可能性の調査	過去の住宅地図等によると住宅の敷地として利用されていたが、対象地における土壌サンプル調査を実施していないため、実際の土壌汚染の有無は不明である。	
特記事項	・物件３北棟の差し掛けが西側隣地３番２に越境している。 ・駐車スペースが西側隣地３番２に越境している。 ・物件１に設置された公共汚水マスの端部が西側隣地３番２に僅かに越境している可能性がある。この公共汚水マスは下記のとおり西側隣家と共用である。 ・物件３南棟のトイレの排水を、西側隣地３番２及び３番３の敷地内排水管に流している。西側隣家の生活排水は全て同敷地内排水管に流され、これが物件１に設置された公共汚水マスに合流している。 ・埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	

2　建物の概況及び利用状況（物件３）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 （登記記載） 昭和４８年８月３０日増築、昭和６０年９月２４日増築 （固定資産公課証明書記載） 建築年　昭和３９年、昭和４８年、昭和６０年 経 過 年 数　　約４１年～約６２年 経済的耐用年数を既に経過している。
仕　　様	構造：木造 屋根：瓦、亜鉛メッキ鋼板 外壁：トタン、カラー鋼板等 内壁：繊維壁、土壁、合板等 天井：合板、ボード等 床　：畳、合板等 設備：電気、水道、下水、プロパンガス等
床面積（現況）	１階　１２５．８７㎡ ２階　　６７．０７㎡ 延床面積　１９２．９４㎡
現況用途等	現況用途　居宅 間取り　　附属資料「建物間取図（概略）」のとおり
品　　等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書の記載のとおり
特記事項	・北棟には、大量の残置物が放置されており、目視不能箇所が多い。立入困難箇所もある。 ・建具、内壁、床等の汚損が散見される。 ・水回りの管理状態が悪い。 ・南棟の外壁に、つる草が繁茂している。 ・建築年から推測すると、アスベスト含有建材等の使用に留意が必要である。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１～２）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 （円/㎡） ア	個別格差 イ	地積 （㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格 （円） ア×イ×ウ×エ
1	52,900	1.00	95.86	0.65	3,300,000
2	52,900	1.00	108.42	0.65	3,730,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）
地価公示　新城－１
公示価格等　時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格
51,200円/㎡×99.2／100×100／100×100／ 96 ＝ 52,900円/㎡（上三桁未満四捨五入）
◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇標準化補正：なし
◇地 域 格 差：街路、交通、環境条件格差等を考慮
イ　個別格差：なし
ウ　地積：登記数量による。
エ　建付減価：地上建物、工作物等の存在による減価率を35％と査定した。

（２）建物価格（物件３）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 （円／㎡） ア	現況延床面積 （㎡） イ	現価率 ウ	建物価格 （円） ア×イ×ウ
3	143,000	192.94	0.01	280,000

ウ 現価率：保守管理の状態及び老朽化の程度等を考慮して現価率を査定した。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

（1）土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ
1	3,300,000	0.50	法定地上権	1,650,000
2	3,730,000	0.50	法定地上権	1,870,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

（2）内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正（円） ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） {(ア±イ)－ウ} ×エ×オ
1	3,300,000	－1,650,000	0	0.60	0.70	690,000
2	3,730,000	－1,870,000	0	0.60	0.70	780,000
3	280,000	＋3,520,000	0	0.60	0.70	1,600,000
一括価格（合計）						3,070,000

ウ　占有減価修正：必要なし

エ　市場性修正：周辺地域の標準的な流通物件よりも建物規模が大きいこと、第４特記事項等を考慮して査定した。

オ　競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

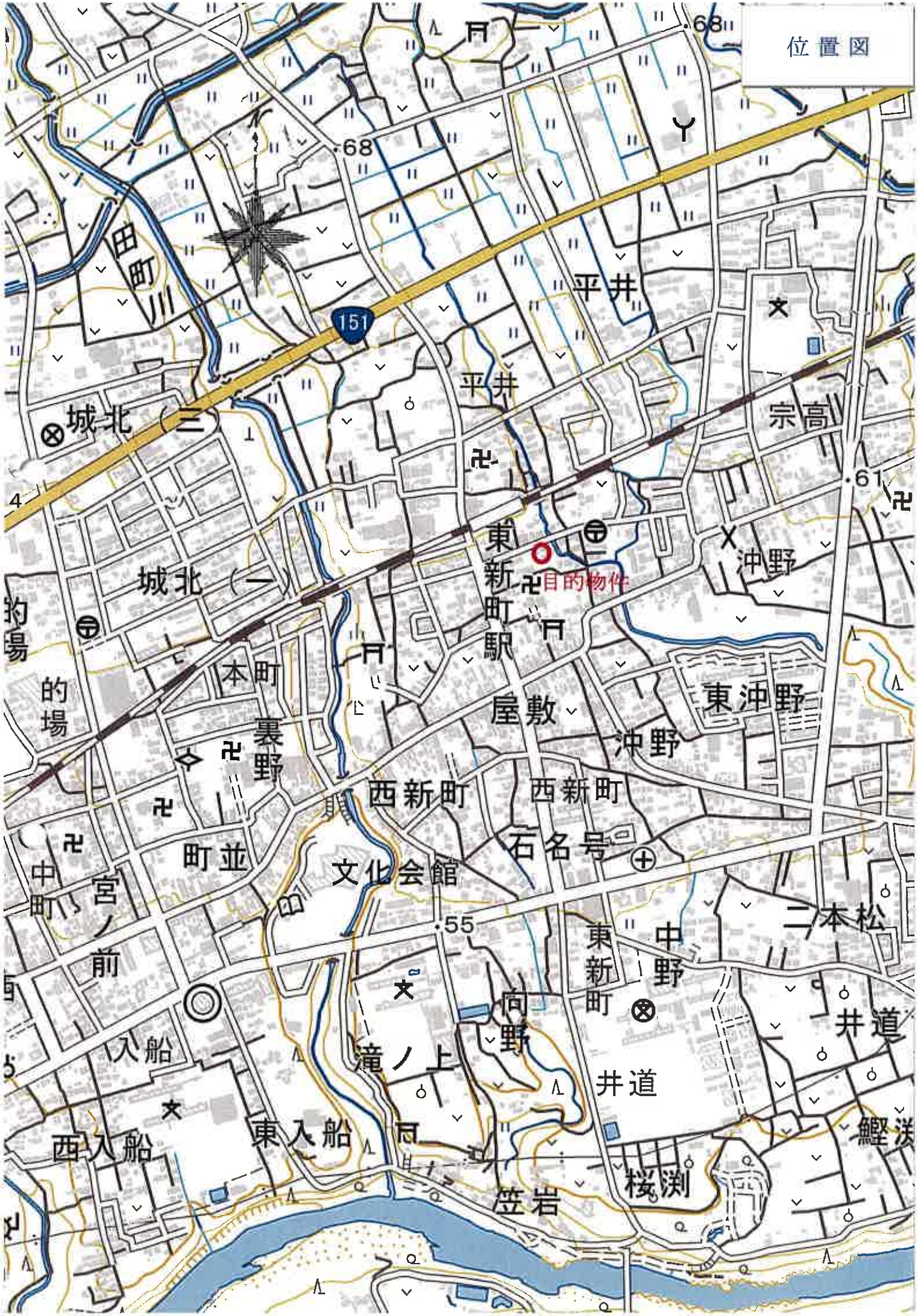
第６　参考価格資料

地価公示価格　新城－１
所　　在：新城市字石名号１７番９
価　　格：５１，２００円／㎡
位　　置：ＪＲ飯田線「東新町」駅の南東方道路距離約５２０ｍ
価 格 時 点：令和８年１月１日
地　　積：１７５㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：西側５．２ｍ市道
用途指定等：第１種住居地域（建蔽率６０％，容積率２００％）
地域の概要：一般住宅を中心に医院等が見られる住宅地域

第７　附属資料の表示

１　位置図
２　公図写
３　建物図面・各階平面図写
４　土地建物配置図（概略）
５　建物間取図（概略）
６　現況写真

以　上


位置図
目的物件
151
68
61
55
平井
宗高
城北（三）
城北（一）
東新町駅
沖野
東沖野
屋敷
本町
裏野
西新町
町並
文化会館
石名号
中町
宮ノ前
入船
滝ノ上
向野
中野
井道
二本松
西入船
東入船
笠岩
桜渕
鯉渕
的場
田町川

A4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	新城市平井字若杉				地番	3番11		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局新城支局管轄)

令和8年5月8日

名古屋法務局豊橋支局

登記官 [redacted]

請求番号：2-1

(1/1)

登記年月日：昭和60年9月30日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（名古屋法務局新城支局管轄）
令和8年5月8日　名古屋法務局豊橋支局
登記官 [redacted]

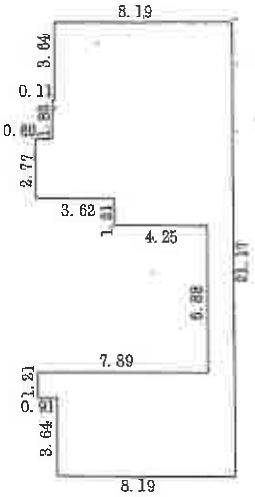
各階平面図

家屋番号	3～11
建物の所在	新城市平井字若杉3番地11，3番地12

建物図面 [redacted]

2010478

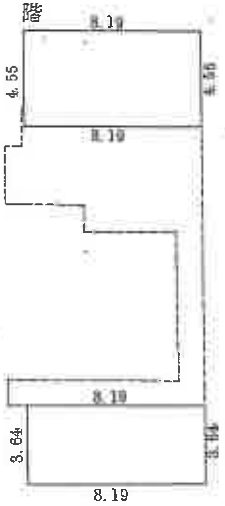
1　階



1階求積

3.64	x	8.19	=	29.8116
1.82	x	8.30	=	15.1060
2.77	x	9.10	=	25.2070
1.21	x	5.46	=	6.6066
6.88	x	1.21	=	8.3248
1.21	x	9.10	=	11.0110
3.64	x	8.19	=	29.8116
合計				125.8786
床面積				125.87 ㎡

2　階

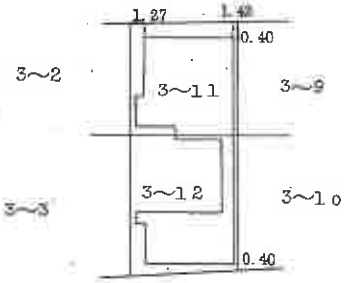


2階求積

3.64	x	8.19	=	29.8116
4.55	x	8.19	=	37.2645
合計				67.0761
床面積				67.07 ㎡



道　路



水　路

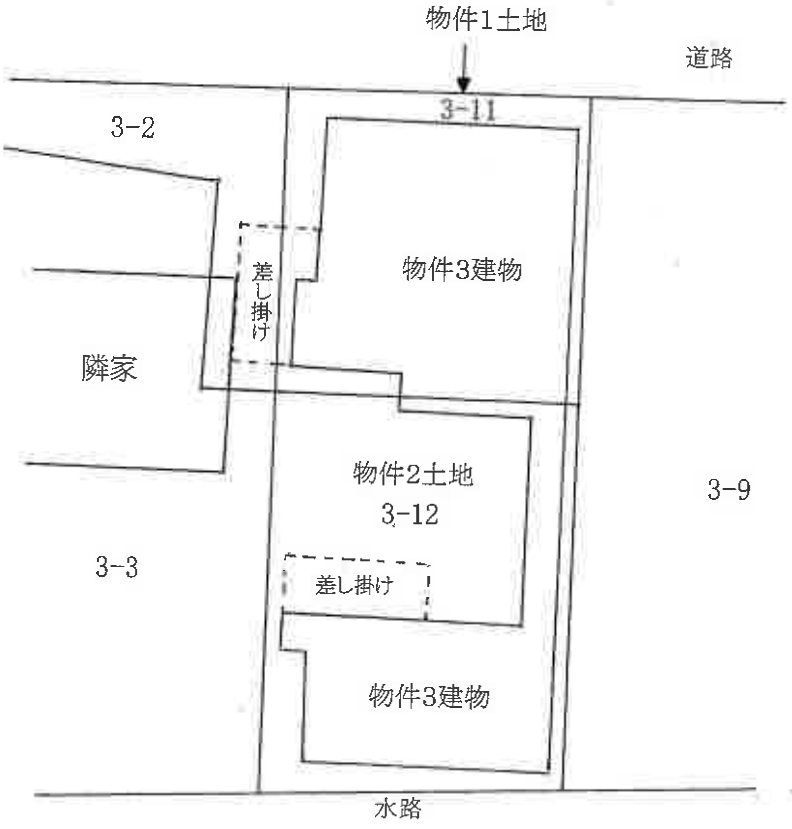
作製者	[redacted]（昭和60年 9月 28日）	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

S60．9．30．

A4判に縮小

請求番号：2-2

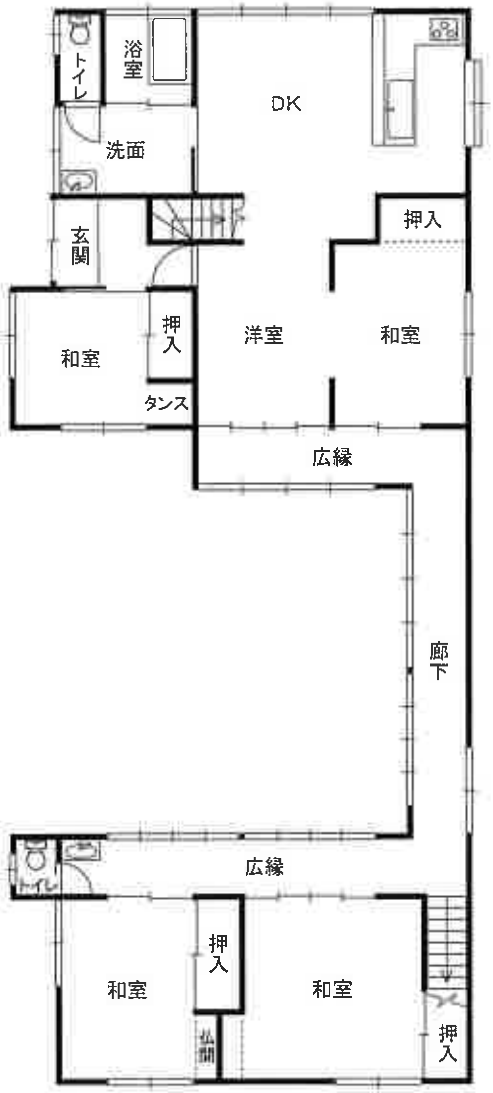
土地建物配置図(概略)





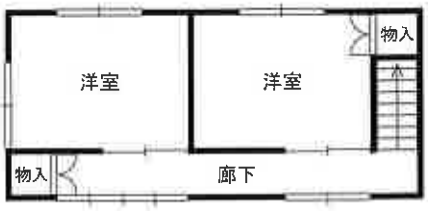
建物間取図（概略）

1階



2階







物件３建物



物件１土地

写真撮影（１）

物件３建物



物件２土地

写真撮影（２）